

# 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 の改定について

## 1 計画改定の背景と目的

「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」は、平成 13 年に国が定めた「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（以下「基本方針」）に基づき、対策地域<sup>※</sup>において平成 22 年度までに二酸化窒素（以下「NO<sub>2</sub>」）及び浮遊粒子状物質（以下「SPM」）の大気環境基準達成を目標に掲げ、平成 15 年 8 月に策定しました。

その後、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況は、「大気汚染防止法」に基づく工場等の排出ガスの規制や自動車一台ごとの排出ガスの規制、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づく規制（登録規制）、県条例によるディーゼル自動車等運行規制等、各種の対策を推進してきたことにより改善傾向を示しています。

しかし、中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、基本方針の見直しについて検討が行われ、大気汚染の状況として、平成 22 年度までに NO<sub>2</sub> 及び SPM の大気環境基準をおおむね達成するという現行の目標は達成されたものの、大気環境基準が継続的・安定的に達成されているとは言い難い状況にあることから、平成 23 年度以降も対策の継続が必要であること等が指摘されました。これを受け、国は平成 23 年 3 月に基本方針を変更し、目標については、測定局における環境基準の達成に加え、対策地域全体としての環境基準達成を目指す「対策地域における大気の汚染に係る環境基準の確保」とし、目標期間は平成 32 年度まで（ただし、測定局における環境基準の達成は平成 27 年度）とされました。

本計画は、変更された基本方針の目標の達成のため、本県対策地域における対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するために現行計画を改定するものです。

## 2 提出いただいたご意見等の取扱いについて

県民のみなさんからご提出いただいたご意見等については、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」改定の参考とさせていただきます。また、ご提出いただいたご意見等の概要と、それに対する考え方は、計画改定時に発表します。

※ 対策地域：神戸市、姫路市（平成 18 年 3 月の市町合併以前の家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く。）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町の区域